

教育・研究規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第1号及び第5号の規定に基づき、本会が行う教育・研究事業に関し、必要な事項を定める。

(所管)

第2条 教育・研究に係る事業は、教育・研究委員会（以下「委員会」という。）が所管し、各事業についてそれぞれワーキンググループを組織する。

第2章 JMLA コア研修

(趣旨)

第3条 JMLA コア研修は、ヘルスサイエンス関連分野の図書館員に特に必要とされる基礎的な知識及び技術の習得に資することを目的とする。

(運営)

第4条 JMLA コア研修ワーキンググループを組織し、グループ長を置く。また、実施に当たっては、「JMLA コア研修実施マニュアル」を参照するものとする。

(開催時期)

第5条 開催時期は、原則として年1回、7月又は8月頃とする。

(講師)

第6条 講師は、原則として会員から選任する。

(参加資格)

第7条 参加資格は、本会会員であることとする。ただし、委員会が認める限りにおいて、会員以外の者も参加できるものとする。

第3章 JMLA 学術集会

(趣旨)

第8条 JMLA 学術集会は、ヘルスサイエンス情報サービスに携わる者又は携わろうとする者が、最新知識を習得するとともに調査研究及びエビデンス・ベースド・プラクティスを推進することを目的とする。

2 JMLA 学術集会は、研究発表及びJMLA-CE コースで構成する。

(運営)

第9条 JMLA 学術集会ワーキンググループを組織し、グループ長を置く。また、実施に当たっては、「JMLA 学術集会実施マニュアル」を参照するものとする。

(開催時期)

第10条 開催時期は、原則として年1回、下半期とする。

(参加資格)

第11条 参加資格は、本会会員であることとする。ただし、委員会が認める限りにおいて、会員以外の者も参加できるものとする。

(報告)

第12条 研究発表者は、その成果を、原則として機関誌「医学図書館」に発表するものとする。

第4章 JMLA-CE コース

(趣旨)

第13条 JMLA-CE コースは、ヘルスサイエンス情報サービスに携わり、専門性を高めたい者を対象に、ヘルスサイエンス図書館のモデル活動実現のための知識及び技術を研さんし、ビジネス遂行能力の向上を目的とする。

(登録)

第14条 JMLA-CE コースは登録制とし、委員会がこれを行う。

2 登録を申請しようとする者は、事前に指定された期日までに中央事務局に申し出るものとする。

3 JMLA-CE コースに申請できるものは、本会が主催又は共催する研修会等とし、次の各号に掲げるものとする。

(1) 総会と連続して開催するもの

(2) 学術集会に含まれるもの

(3) 地区会研修会

(4) その他の研修会等

(運営)

第15条 運営は、各事業の研修会等に応じて別に定める。

(参加資格)

第16条 参加資格は、各事業の研修会等に応じて別に定める。

第5章 会計

(会計)

第17条 各事業の会計は、別に定める会計マニュアルによるものとする。

2 参加費は、各事業に応じて別に定める。

第6章 教育・研究に係るその他の事業

(その他の教育・研究事業)

第18条 研究助成、海外研修助成及び奨学基金については、別に定める。

2 その他の教育・研究事業については、特段の定めがあるものを除き、委員会が統括するものとする。

第7章 雑則

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2015年8月1日から施行する。